



## 災害に便乗した悪質商法に注意!!

災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生します。  
災害発生地域だけが狙われるとは限りません。

事例:

①壊れた屋根に対し「火災保険で修理できる」と突然来訪。手続き代行と屋根の修理を依頼した。

※災害の被害が無くても、以前からの壊れた部分も保険が使えるかのように話をする場合がある。

⇒補償対象とならず、高額な請求をされた。

保険金の3割等高額な手数料をとられた。

②自宅の屋根瓦がずれ、見積もりのつもりで業者を呼んだ

⇒屋根にビニールシートをかけられ、高額な作業料金を請求された。

・災害被害地への義援金詐欺の報告もあります。

### 【アドバイス】

- ・契約を迫られても、その場では決めない
- ・契約後でもクーリングオフ出来る場合がある
- ・不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断る
- ・公的機関が電話で義援金を求めることはない

もしもの時は悩まずお電話を!

消費者ホットライン 『188』

警察の悪質商法担当 『#9110』



些細なことでも、皆様の周りで「あれ?」と思うことがありましたら下記まで連絡下さい



高齡サポート・音羽

地域包括支援センター

TEL: 595-8139 FAX: 593-4139

担当: 正金・水川